

## 立山町移住定住促進公式SNS運用方針

### 1 総則

立山町のFacebook、Instagram及びLINE公式アカウント（以下「立山町公式SNS」という。）の運用に関しては、「立山町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に定めるもののほか、本方針の定めるところによります。

### 2 目的

立山町公式SNSは、立山町の魅力、移住定住関連施策等に関する情報を発信することにより、立山町への移住・定住を促進することを目的とします。

### 3 アカウント

立山町公式SNSは、立山町企画政策課（以下「担当課」という。）において以下のとおり運用することとします。

(1) ソーシャルメディアサービス名：Facebook

アカウント名：@tateyamakurashi（立山暮らし）

URL：<https://www.facebook.com/tateyamakurashi>

(2) ソーシャルメディアサービス名：Instagram

アカウント名：@tateyama.iju\_official（立山暮らし）

URL：[https://www.instagram.com/tateyama.iju\\_official/](https://www.instagram.com/tateyama.iju_official/)

(3) ソーシャルメディアサービス名：LINE公式アカウント

アカウント名：立山暮らし

ID：@tateyamakurashi

### 4 情報発信内容

立山町公式SNSは、下記に関する内容を発信します。

- (1) 立山町の魅力（風景、食、人物、観光イベント等）に関する情報
- (2) 立山町の暮らしぶりに関する情報
- (3) 移住定住関連イベントや移住定住関連施策等の情報
- (4) 空き家情報バンクの物件情報
- (5) その他立山町への移住定住促進に有効と考えられる情報

### 5 情報発信時間

立山町公式SNSは、原則として、平日の8時30分から17時15分まで発信することとします（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）。ただし、必要に応じてそれ以外の日時において発信する場合があります。

## 6 運用ルール等

- (1) 立山町公式SNSへのコメント等に対する返信は、必要に応じてする場合がありますが、すべての投稿に対して返信することを保証するものではありません。
- (2) 立山町公式SNSは、必要に応じて他のアカウントへのフォローに当たる行為を行います。
- (3) 立山町公式SNSでは、民間業者の取り扱う商品などを投稿することがありますが、立山町のPRのために投稿するものであり、民間業者が利益を得ることを目的とするものではありません。また、投稿に関して関係者などからの依頼に応じるものではありません。
- (4) その他立山町公式SNSにご意見、ご質問等がある場合は、立山町ホームページのメールフォーム等でお寄せいただき、回答を行うものとします。

## 7 知的財産権

立山町公式SNSに掲載する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、立山町に帰属します。また、内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められる場合を除き、無断で複製・転用することはできないものとします。

## 8 免責事項

- (1) 立山町公式SNSの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、利用者が立山町公式SNSの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (2) 立山町公式SNSに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った被害について、また、立山町公式SNSに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った被害については、立山町では、一切の責任を負いかねます。
- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは立山町に対し、投稿コンテンツを全世界において非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、立山町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (4) 上記のほか、立山町SNSに関連して生じたいかなる損害についても立山町は一切の責任を負いません。
- (5) 当運用方針は、予告なく変更する場合があります。

## 9 禁止事項

利用者が当アカウントにコメントを投稿する場合、下記の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為をした、またはするおそれがあると担当課が判断した場合は、事前に通

告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合があります。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの
- (4) 立山町や第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害するおそれがあるもの
- (5) 本人の承諾を得ていない個人情報等プライバシーを侵害するもの
- (6) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (7) 営利を目的とする活動、政治活動または宗教活動と認められるもの
- (8) 虚偽または事実と異なるもの
- (9) 有害なプログラムに関連するもの
- (10) その他担当課が不相当と認めるもの

#### 10 個人情報に関する取扱い

立山町公式SNSを通じて担当課が取得した個人情報については、立山町個人情報保護条例（平成16年立山町条例第23号）に基づき、適切に取り扱うものとします。

この運用方針は、令和2年8月19日から適用します。